

外来療養に係る高額療養費の現物給付化について

高額な薬剤費等がかかる患者の負担を軽減するため、従来の入院療養に加え、外来療養についても、高額療養費を現物給付化することとなりました。

のことにより、外来療養については、今まで患者が高額療養費を事後に申請して受給していましたが、保険者から医療機関に支給することにより、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

◎適用開始

平成24年4月1日から

◎留意事項

適用に際しては、限度額適用認定証又は高齢受給者証が必要となります。

※限度額適用認定証は、70歳未満で保険料を滞納していない世帯又は70歳以上で住民税非課税世帯の人に交付

※高齢受給者証は、70歳以上74歳以下の人々に交付